

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

平成 11 年 3 月 31 日条例第 1 号

最終改正 令和 7 年 3 月 5 日条例第 4 号

羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 9 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（1 週間の正規の勤務時間）

第 2 条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間について 38 時間分 45 分とする。

2 法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の性質により前 2 項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割り振り）

第 3 条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

（週休日）

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休

日を設けることができる。

(週休日の変更)

第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条の規定にかかわらず、正規の勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち組合規則で定める期間内にある日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

第7条 削除

(超過勤務)

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間における断続的な勤務以外の勤務を命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限)

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する超過勤務（災

害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において「超過勤務」という。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育	要介護者のある職員が当該要介護者を介護
	深夜における	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）における
第2項及び前項	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育	要介護者のある職員が当該要介護者を介護

5 この条及び第18条の2において「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

6 この条及び第 18 条の 2 において「パートナーシップ関係の相手方」とは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の証明又は同条第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると管理者が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。

7 この条、第 17 条及び第 18 条において「要介護者」とは、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは 2 親等内の親族又は同一世帯に属する者であって、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。

8 前各項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する請求手続その他の当該勤務の制限に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（超勤代休時間）

第 9 条の 2 任命権者は、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号。以下「給与条例」という。）第 16 条第 5 項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、組合規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、組合規則で定める期間内にある第 3 条又は第 5 条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第 12 条第 1 項において「勤務日等」という。）（次条に規定する休日及び第 12 条に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 前項の規定により超勤代休時間を承認された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第 10 条 次の各号に掲げる日は休日とし、休日は、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいうものとする。

（1） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

（休日の振替）

第11条 第10条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は休日としない。

- 2 前項の場合において、第5条の規定により正規の勤務時間の割り振りを定められた職員については、その日に振り替えて、組合規則で定めるところにより第10条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

- 3 職員が2暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた場合において、その正規の勤務時間の終期の属する日が、第10条第1項又は前2項に規定する休日（年末年始の休日を除く。）に当たるときは、同条又は同項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合において、その日に振り替えて、同条又は同項の規定により休日とされた日以外の日を休日とする。

（休日の代休日）

第12条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、組合規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、組合規則で定める期間内にある勤務日等（第9条の2の規定により超勤代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 介護時間

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、1暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1暦年

において、20日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他組合規則で定める者のその年の年次有給休暇の日数は、その年の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として組合規則で定める。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（病気休暇）

第15条 任命権者は、職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇の期間その他必要な事項は、組合規則で定める。

（特別休暇）

第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他特別な理由により勤務しないことが相当である場合における特別休暇として、公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、子の看護等休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 特別休暇の内容、期間その他必要な事項は、組合規則で定める。

（介護休暇）

第17条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 介護休暇の期間その他必要な事項は、組合規則で定める。

（介護時間）

第 18 条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、公務の運営に支障があると認められる時間を除き、1 日の勤務時間のうち 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間について、勤務しないこと（以下この条において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 15 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額の合計額を減じて支給する。

3 介護時間の期間その他必要な事項は、組合規則で定める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等（配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは 2 親等内の親族又は同一世帯に属する者をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（臨時的任用職員等に対する特例）

第 19 条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等については、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、

休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（「以下旧条例」という。）

第2条第1項の規定に基づき定められた1週間の正規の勤務時間とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項の規定に基づき定められている正規の勤務時間の割り振りは、新条例第3条の規定に基づき定められたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第1項の規定に基づき定められている勤務を要しない日は、新条例第4条の規定に基づき定められた週休日とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定に基づき他の日に振り替えられている勤務を要しない日は、新条例第5条の規定に基づき定められた週休日とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第13条の規定に基づき命ぜられている勤務は、新条例第8条及び第10条から第12条までの規定に基づき特に勤務することを命ぜられた場合の勤務とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の規定に基づき定められている休日は、新条例第11条の規定に基づき定められたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の規定に基づき勤務を免除されている日は、新条例第12条の規定に基づき定められたものとみなす。

8 この条例の施行の日の前から引き続き在職する職員のこの条例の施行日以後の平成11年における年次有給休暇の日数については、新条例第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の旧条例第8条第1項及び第9条に規定する年次有給休暇の残日数とする。

9 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定に基づき承認されている

年次休暇は、新条例第 14 条第 3 項の規定に基づき承認された年次有給休暇とみなす。

1 0 この条例の施行の際現に旧条例第 10 条の規定に基づき承認されている病気休暇は、新条例第 15 条第 1 項の規定に基づき承認された病気休暇とみなす。

1 1 この条例の施行の際現に旧条例第 11 条第 1 項の規定に基づき承認されている特別休暇（介護休暇を除く。）は新条例第 16 条第 1 項の規定に基づき承認された特別休暇（夏季休暇及びリフレッシュ休暇を除く。）とみなす。

1 2 この条例の施行の際現に旧条例第 11 条第 1 項の規定に基づき承認されている特別休暇のうち、介護休暇は、新条例第 17 条第 1 項の規定に基づき承認された介護休暇とみなす。

1 3 前各号に規定するもののほかこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、任命権者が別に定める。

付 則（平成 14 年 11 月 26 日条例第 2 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 9 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に関する請求から適用し、同日前にした請求による深夜勤務及び超過勤務の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成 16 年 12 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 2 月 24 日条例第 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 2 月 23 日条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 1 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第3条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第2項の規定による請求又はこの条例の施行日以後の日を超過勤務制限開始日（新条例第8条に規定する勤務又は常勤を要しない職員のこれに相当する勤務の制限を請求する一の期間の初日をいう。）とする新条例第9条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月16日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年11月11日条例第2号）

この条例中第3条の規定（第22条、第22条の2及び第23条に係る部分に限る。）は令和元年12月14日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和5年2月15日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第14条の規定は、公布の日から施行する。

第2条～第9条 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条・第11条 （略）

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第5条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第13条・第14条 （略）

付 則（令和7年3月5日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布

の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第9条に規定する深夜勤務及び超過勤務の制限並びに第16条第1項に規定する子の看護等休暇に係る請求その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。